

## 科学研究費補助金の適正な執行の確保について

文部科学省は、これまで、科学研究費補助金(科研費)の不正使用の防止及び適正な執行を図るため、不正使用を行った研究者等に対し一定期間科学研究費補助金を交付しない取扱いの導入や補助金の機関管理の義務化、各研究機関による内部監査の義務化、研究機関が実施する説明会において補助金の使用ルールの周知徹底などについて、通知や諸会議を通じて各研究機関に対して制度に基づく適切な取組を要請し、各研究機関において鋭意取り組んでいただいているところです。

しかしながら、会計検査院による平成18年度決算検査報告において、以下のような事例が指摘されたところです。

2大学において、教員が業者に虚偽の書類を作成させるなどして、架空の取引により大学から購入代金を支払わせ、その資金を納入業者に預け別途に経理し、試薬、器具等の購入代金等の支払に充てたりしていた

また、昨年12月に文部科学省に提出された「研究機関における経費管理・監査等の実施状況に関する資料」において、「既に会計事務職員が、全ての購入物品について納品検査を実施している」と報告する一方で、会計検査院による実地検査で「業者が保管している書類の納品日と大学で管理している書類の納品日との乖離」が広範に見受けられたという研究機関が実態を十分に把握しないまま文部科学省に報告をしていたことが判明した事例がありました。

これらの事例は、内部監査制度の形骸化や、公的研究費を管理する研究機関としての適切性を疑われるものであり、これまでの不正使用防止及び適正な執行の確保に対する各研究機関の取組を無にするものになりかねません。

科学研究費補助金の応募に際しては、平成20年度応募から、当該研究者の所属大学等の機関管理状況報告書の提出を義務づけ、採択の要件としていおり、本年11月15日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書を提出していただいたところですが、科学研究費補助金に関し不正な使用又は不適切な経理と思われる事例が、依然として見受けられることから、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について(平成18年11月28日付け18文科振第559号)」等を踏まえた機関管理の徹底や不正使用等の防止策が実効性を伴っているかについて、改めて別紙「科学研究費補助金の不正使用防止対策の対応状況チェック票(以下「チェック票」という)」に基づき自己点検をお願いします。

なお、後日、自己点検の結果を文部科学省で把握するために、別紙チェック票の提出依頼を行う予定です。

機関番号 

機関名: \_\_\_\_\_

## 科学研究費補助金の不正使用防止対策の対応状況チェック票

- \* 次の各事項の実施の有無について、該当するのものにチェックをしてください。  
また、a～cにチェックをした場合は、該当する取組にチェック(複数可)をしてください。

## 研究機関における管理体制(機関管理)の改善

## (1) 適正な補助金の執行管理の徹底

## 1. 研究機関における物品費支出の適正化について

- a 実施済
  - ア 従前より実施している
  - イ 平成18年9月以降に実施
- b 一部の部局等において実施
- c 実施を検討中
- d 未対応
  - 検収行為を一元的に行う検収センターの設置など事務体制を整備
  - 会計事務職員により検収行為(購入物品の納品検査)を徹底
  - 研究職員を検収担当職員に任命して納品検査を実施
  - 上記 ~ 以外の方法

## 2. 研究機関における旅費支出の適正化について

- a 実施済
  - ア 従前より実施している
  - イ 平成18年9月以降に実施
- b 一部の部局等において実施
- c 実施を検討中
- d 未対応
  - 出張報告書の記載内容や添付資料を充実
  - 精算の際に、鉄道運賃等についても領収書等を添付
  - 宿泊費等については、額の上限を設け、実費精算方式としている
  - 旅費業務を外部業者に委託
  - 教員と職員との日常的なコミュニケーションを図っている
  - 上記 ~ 以外の方法

### 3. 研究機関における謝金支出の適正化について

- a 実施済
    - ア 従前より実施している
    - イ 平成18年9月以降に実施
  - b 一部の部局等において実施
  - c 実施を検討中
  - d 未対応
    - 非常勤雇用者の採用や契約更新に当たって、事務局本部・学部等部局側で非常勤雇用者との面談を行い、勤務実態等を確認
    - 採用後、日常的に非常勤雇用者と事務職員が面談をするなど勤務実態について事務局本部・学部等部局側で把握に努めている
    - 上記、以外の方法
- 〔 〕

### 経費管理体制等に関するチェック機能の強化

#### 1. 研究者によるルールの遵守について

- a 誓約書を徴収していない
- b 誓約書を交付申請書提出時に研究代表者から徴収し、機関で保管している

#### 2. 研究機関における内部監査の実施について

- a 実施済
  - b 一部の部局等において実施
  - c 実施を検討中
  - d 未対応
- (通常監査)
- 研究代表者として交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を通常監査の対象としている
  - 監査対象の研究課題は、内部監査を実施する年度の前年度補助金の交付を受けていた補助事業から無作為に抽出している
  - 通常監査において、当該研究者の旅費を一定期間分抽出し、出勤簿に照らし合わせるなど書面による事実確認を実施している
- (特別監査)
- 以下のいずれかに該当する場合は特別監査の対象としている
  - ア) 配分額が高額
  - イ) 備品から消耗品まで多品目の購入が特定業者に集中したり、特別の理由もなく特定業者からの購入割合が大きい
  - ウ) 消耗品の購入に関し、購入量が通常の使用量と比較し大量なもの
- 特別監査において、物品費について、機関が保管する納品書と業者発行の原伝票を確認し特定している

特別監査において、非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行っている

特別監査において、出張の目的や概要をヒアリングするなどしている

前年度の採択課題数が20件未満の場合(監査対象が2件未満)は、内部監査は特別監査として実施している

(その他)

内部監査部門には、会計・法務等の専門的な知識を有する者を配置している  
監事及び会計監査人と内部監査部門が定期的に相互の情報交換を行う場を設けている

監査報告の取りまとめ結果について、研究機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底している

上記 ~ 以外の方法

[ ]

### 3. 研究機関における取引業者に対する不正防止策を実施について

a 実施済

b 一部の部局等において実施

c 実施を検討中

d 未対応

業者に対し、機関における物品の受注から納品までの手続きについて、説明会を開催するなどし周知している

業者に対し、不正な使用に関与した場合は、取引停止としている

業者に対し、不正な使用に関与した場合は、業者名を公表することとしている

上記 ~ 以外の方法

[ ]

## 最近の科学研究費補助金の不正使用の事例

### 不正使用の態様例

- ・ 預け金……… 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること
- ・ カラ出張……… 実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
- ・ カラ謝金……… 実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

### 不正使用・不正受給の事例

平成16年度の科学研究費補助金から、海外出張に係る旅費の領収書を改ざんし、研究遂行に関係のない配偶者の旅費を不正に支出させていた。

平成14、16及び17年度の科学研究費補助金から、研究費を持続的かつ安定的に確保するため、また経費管理の煩雑さを軽減するために、消耗品等の架空発注を行い研究用物品を購入したように装い、業者に大学に対し虚偽の請求を行わせ、業者に預け金として管理させ、事後研究用物品の購入に充てていた。

平成17及び18年度の科学研究費補助金から、研究期間終了後の研究費を確保するために、研究生に銀行口座の名義貸しを依頼し、自らが管理を行う同口座に実体を伴わない謝金を機関から振り込ませ、使用されることなく同口座に保管していた。

平成13～18年度の科学研究費補助金から、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用するために、同研究室に所属する学生名義で実体を伴わないアルバイト謝金を請求し、教員が還流させていた。

平成10～18年度の科学研究費補助金から、研究費を安定的に確保するために、教員が同一業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者が別途に経理し、研究用物品等の購入に使用していた